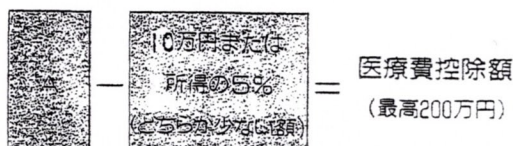
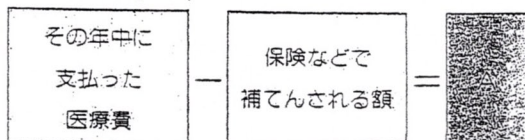


医療費を支払ったときの税

税 国税のしおり/国税庁

病気やけがなどで

多額の医療費を支払ったときは、
医療費控除が
受けられます。



(注)医療費控除は所得控除ですので、軽減される税額はその人の所得の大きさにより異なります。

領収書は大事に
保存しておいてね。



医療費控除を受けるためには、確定申告が必要です。その際に支出額を証明する領収書等を添付又は提示しなければなりません。忘れずに保存しておいてください。

●医療費とは…

医療費とは、診療や治療などを受けるために直接必要な費用で、次のようなものをいいます。

- ①医師や歯科医師に支払った診療代、治療代
- ②治療や療養のために必要な医薬品の購入費
- ③病院や診療所、助産所へ収容されるための費用
- ④マッサージ師、指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による治療を受けるために支払った施術費
- ⑤保健婦、看護婦、准看護婦などに対して支払った療養上の世話の費用
- ⑥助産婦に対して支払った分べんの介助料
- ⑦通院費用、入院の部屋代や食事代の費用、医療用器具の購入代や賃借料の費用で通常必要なもの



ご注意ください。

次のような費用は
医療費として認められません

- ①医師や看護婦に対する謝礼
- ②美容整形や健康診断の費用
- ③薬事法上の医薬品以外の薬や健康食品の購入代金
- ④単に体調を整えるためのマッサージ代
- ⑤歩行困難、重症などの場合以外のタクシー代
- ⑥近視、遠視、乱視などの矯正用メガネ・コンタクトレンズの購入代金
- ⑦入院中の身の回り品(寝巻き、洗面具など)の購入代金